

職場の年末安全衛生推進運動に向けた

名古屋北労働基準監督署管内の労働災害発生状況

名古屋北労働基準監督署

(表1) 名古屋北労働基準監督署管内労働災害発生状況(1月～9月)

(件)

業 種	令和7年 発生件数	令和6年 発生件数	業 種	令和7年 発生件数	令和6年 発生件数
小 計	134 (2)	168 (1)	土石採取業	1	0
食料品製造業	32	46	建設業	61	59
繊維工業・ 繊維製品製造業	1	1	道路旅客運送業	13	15
木材木製品・ 木製家具製造業	7	5	道路貨物運送業	110	99
紙加工品製造業・ 印刷製本業	14 (1)	19	陸上貨物取扱業	9	17
化学工業	13 (1)	18	商業	176	160 (1)
窯業・ 土石製品製造業	4	3	金融・広告業	11	17
鉄鋼業・ 非鉄金属製造業	0	6	保健衛生業	98	97
金属製品、 金属家具製造業	22	21	接客娯楽業	63	61
一般機械器具製造業	13	14	清掃業	26	22
電気機械器具製造業	5	11 (1)	ビルメンテナンス業	35	39 (1)
輸送用機械器具 製造業	10	8	その他の事業	100	118
その他の製造業	13	16	合 計	837 (2)	872 (3)

死亡災害は2人発生（前年同期比1人減少）
休業災害は837人（前年同期比35人減少）
コロナを除くと803人（前年同月比57人増）
7・6%増加

()内は死亡者数で内数である。

名古屋北労働基準監督署管内における令和7年1月から9月末までの労働災害発生件数は、死亡者数2人、休業4日以上の死傷者数は837人となっています。死亡災害については前年同月に比べ1人減少しており、またコロナを除く休業4日以上死傷者数は803人と、前年同月と比べ57人増加しており、昨年に引き続き労働災害の増加に歯止めが掛からない状況となっています。

死亡災害の概要は表2の通りです。

【業種別】業種別では、死傷災害が多い業種は、商業176人、製造業134人（うち死亡者2人）、道路貨物運送業110人、その他の事業100人、保健衛生業98人となっています。

【事故の型別】事故の型別で見ると、転倒災害211人、墜落・転落149人、動作の反動・無理な動作

(表2) 令和7年名古屋北労働基準監督署管内死亡災害一覧(1月～9月)

業 種	発生日	年齢	事故の型	労働災害発生状況
化学工業	3月	20代	はさまれ・巻き込まれ	製造ラインの清掃作業中、製造ライン上の金型と金型上部に設置された局所排気装置のフード部に頭部を挟まれたもの。
パルプ・紙製造業	6月	30代	感電	工場内の電気系統の点検作業において、異常が認められた引込盤の清掃作業を行っていたところ、当該引込盤の下に設置された別の操作盤に触れたことにより感電したもの。

(表3) 事故の型別災害発生状況(1月～9月)

事故の型	令和7年 発生件数	令和6年 発生件数
墜落・転落	149	143(2)
転倒	211	232
激突	69	70
飛来・落下	36	32
崩壊・倒壊	17	23
激突され	21	24
はさまれ・巻き込まれ	66(1)	90
切れ・こすれ	28	37
踏み抜き	0	2
高温・低温の物との接触	44	32
有害物等との接触	1	2
感電	2(1)	1
破裂	0	1
交通事故	46	51(1)
動作の反動・無理な動作	98	86
その他	49	46
合 計	837(2)	872(3)

()内は死亡者数で内数である。

98人
○はさまれ・巻き込まれ66人
○その他49人
○となっており、労働災害の25・2%は転倒災害となっています。
【年齢別】
年齢別では、
○55歳以上60歳未満149人
○50歳以上55歳未満106人
○60歳以上65歳未満93人
○65歳以上70歳未満79人
○45歳以上50歳未満74人
となっており、60歳以上

の被災者が全体の31・1%を占め、65歳以上でも20・0%となっています。
○事故の型で最も多い転倒災害211人について見てみると、業種別では、商業49人、その他の事業31人、製造業30人、運輸交通業28人、保健衛生業21人となっています。
○転倒の内容別では、つまずきによるものが94人、滑り58人、もつれ等25人、その他25人、踏み外し9人となっています。
○厚生労働省では、一昨年より推進している第14次労働災害防止計画において

「8つの重点対策」(①自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発、②労働者(中高年齢の女性を中心に)の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進、③高年齢労働者の労働災害防止対策の推進、④多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進、⑤個人事業主等に対する安全衛生対策の推進、⑥業種別の労働災害防止対策の推進、⑦労働者の健康確保対策の推進、⑧化学物質等による健康障害防止対策の推進)を掲げており、

この8つに取り組むことにより死亡災害5%以上減少、死傷災害の増加傾向に歯止めをかけ2027年までに減少させることを目標としています。②、③に掲げられているように、行動災害や高年齢労働者対策は喫緊の課題となっています。ぜひ協力願います。
また、愛知労働局及び管下労働基準監督署では毎年、年末の慌ただしい時期を無事故で過ごそうと、12月1日から12月31日までの期間「無災害 みんなで迎える明るい新年」をスローガンに職場の年末安全衛生推進運動を展開しています。当運動では、「守るべき基本」の作成と、その守るべき基本を「確実に守る」ことを求めています。ルールを策定・決定するとき、守るべき人に無理を強いていないか再度確認し、守るべき基本は確実に守れるよう労使双方で再確認願います。そして労働災害の防止を推進し、明るく快適な職場環境を整えましょう。